

令和5年度

# 規約&PTA案内



～PTAスローガン～

**思いやり、助け合おう！！**

<創立151年>

枚方市立津田小学校PTA

枚方市津田西町1丁目33番1号

電話 050-7102-9052番

# 枚方市立津田小学校PTA規約

## 第一章 総 則

- 第 1条 (名称・事務局)  
本会は、枚方市津田小学校PTAと呼び、事務局を津田小学校内に置きます。
- 第 2条 (目的)  
本会は、会員同士の良好な関係を築き、本校や関係機関と共に協力し、児童の健やかな成長をはかる事を目的とします。
- 第 3条 (方針・活動)  
本会は、第2条の目的を達成する為に、次の方針で活動を行います。
1. 会員同士の親睦を深め、民主的団体として活動します。
  2. 本校の教育方針に従い、本校、その他関係機関と共に、児童の健全な教育に貢献・協力できるように活動します。
  3. 公費による適正な教育の充実に努めます。
  4. 特定の政党・宗教に偏らず、営利を目的とするような行為は行いません。又本会、本会の役員・役職の名を用い、公私の選挙の候補者を支持・推薦はしません。
  5. 本校の人事、その他管理運営等には干渉しません。
  6. その他、本会の目的に沿う活動を行います。

## 第二章 会 員

- 第 4条 (資格)  
本会の会員は、本校に在籍する児童の父母、又はこれに代わる者（以降、保護者と呼ぶ）、及び本校に勤務する教職員です。
- 第 5条 (加盟協議会)  
本会並びに会員は、日本PTA協議会、大阪府PTA協議会、枚方市PTA協議会に加盟します。
- 第 6条 (権利・義務)  
本会の会員は、本会の健全な運営について、平等の権利と義務を有します。
- 第 7条 (議決権・投票権)  
本会総会又は役員選挙等において、議決権又は投票権は、保護者会員家庭単位（以降、家庭数と呼ぶ）で1家庭につき1票、教職員会員は1人につき1票を有します。
- 第 8条 (会費)  
家庭数は1家庭あたり、又教職員会員は1人あたり、月額220円の会費を納入します。

## 第三章 役 員

- 第 9条 (職名・人員)  
本会の役員は次の通りです。
- |            |    |
|------------|----|
| 1. 会 長     | 1名 |
| 2. 副 会 長   | 3名 |
| 3. 書 記     | 1名 |
| 4. 会 計     | 1名 |
| 5. 会 計 監 査 | 2名 |

第10条 (任務)

役員の仕事は次の通りです。

1. 会長は、本会の代表者であり、総会及び委員会を招集し、会務一切を統率します。
2. 副会長は、会長を補佐し、又代理します。
3. 書記は、本会に関する記録、通信、書類作成等の事務処理をします。
4. 会計は、本会に関する一切の会計の事務処理をします。
5. 会計監査は、本会経理を監査します。定期監査は年2回期日を定めて行ない、年度末総会で報告書を提出します。但し、総会において監査請求が議決された場合、係る事項について臨時監査を行います。

第11条 (選出)

役員は、保護者会員中より選出し、方法は次の通りとします。

1. 選挙に関する事務・管理は、別に定める規定に従い行います。

第12条 (任期)

役員の任期は1年とし、再任は妨げません。

## 第四章 顧問

第13条 (資格)

運営委員会は、次の各項に該当する者から、総会の承認を得て顧問を置く事が出来ます。

1. 本会に多大の貢献をした者
2. その他運営委員会において適当と認める者
3. 顧問の任期は1年間とし、再任を妨げない。

第14条 (任務)

顧問は、本会の必要に応じて助言します。

## 第五章 総会

第15条 (定義・意義)

総会は本会の最高議決機関である。

1. 定期総会は年2回開催します。
2. 臨時総会は運営委員会が必要と認める時、又は家庭数（教職員会員数を含む）の3分の1以上の要求がある時、会長が招集します。
3. 総会は、家庭数（教職員会員数を含む）の3分の1以上の出席（委任状を含む）を必要とし、その議決は出席家庭数（教職員会員数を含む）の過半数とします。
4. 総会は次の事項を決議します。
  - (イ)役員選出
  - (ロ)規約改正
  - (ハ)事業計画及び予算
  - (ニ)事業報告及び決算
  - (ホ)顧問の承認
  - (ヘ)その他重要事項
5. 天災その他特別の事情により集会形式での総会が困難である場合、会長は校長と協議のうえ、書面形式により実施します。
6. 書面形式での総会は、家庭数（教職員会員数を含む）の3分の1以上の議決書兼委任状の提出を必要とし、その議決は有効提出数の過半数とします。

## 第六章 運営委員会

### 第16条 (定義・意義)

運営委員会は、総会に次ぐ議決機関です。

1. 運営委員会の構成員（以降、運営委員と呼ぶ）は次の通りとします。
  - (イ) 本部役員
  - (ロ) 各委員会正副委員長
  - (ハ) 校長
  - (ニ) 教頭
  - (ホ) 教職員若干名（書記補、会計補の教職員を含む）
2. 定例運営委員会は、原則月1回行ないます。
3. 臨時運営委員会は、役員が必要と認める時、又は運営委員の3分の1以上の要請がある時会長が招集します。
4. 運営委員会は、運営委員の3分の2以上の出席で成立し、議決は出席委員の3分の2以上の賛成によります。
5. 決議した事項は総会に対して責任を負います。
6. 運営委員会は次の事項を決議します。
  - (イ) 各委員会によって立案された事業計画
  - (ロ) 総会に提出する報告、並びに議事、日程
  - (ハ) 予算費目の流用
  - (ニ) 会費の減免
  - (ホ) 寄付金の授受
  - (ヘ) 当面の活動方針の決定
  - (ト) 諸規定、細則の制定、改廃
  - (チ) その他、総会の議決によって委任された事項
7. 天災その他特別の事情により運営委員会が開催できない場合、会長は校長と協議のうえで最小限の運営委員により開催します。

## 第七章 委員会

### 第17条 (定義)

委員会は、常任委員会と特別委員会とします。

### 第18条 (常任委員会)

常任委員会は、次の委員会を置きます。

1. 学級委員会
2. 広報委員会
3. 文化委員会
4. 体育給食委員会
5. 児童育成委員会

### 第19条 (特別委員会)

特別委員会は、運営委員会の承認を得て、置くことができます。

### 第20条 (正副委員長)

各正副委員長は、各委員会から選出され、会長がそれぞれ任命します。  
また、正副委員長経験者は以後、各正副委員長のみを免除します。

## 第八章 委員会の任務

### 第21条 (各委員会任務)

各委員会は、本会及び学校の行事に積極的に参加、協力します。

各委員会の任務は、次の通りです。

1. 学級委員会は、児童の属する学級の担任や会員同士の連携を強め、環境の整備を援助し学級児童の健全育成活動に務めます。
2. 広報委員会は、本会の活動状況や児童の健やかな成長等を取材して、会員及び関係機関へ周知する広報誌を発行し、会員同士の情報交換等に務めます。
3. 文化委員会は、本会の活動と教育に関わる各種検定や支援活動に務めます。
4. 体育給食委員会は、会員の体力増進や会員同士の親睦を深めると共に、会員の保健衛生に関する知識と学校給食や食育への関心を高める為に務めます。
5. 児童育成委員会は、各地区において、児童の健全な育成、会員同士の親睦、本会と地区との情報交換等に務めます。
6. 特別委員会は、特定の目的（例えば、学校創立周年行事など）を遂行する為に務めます。

## 第九章 経 理

### 第22条 (収入)

本会の運営に必要な経費は、会費、寄付金、及びその他の収入によってまかなわれます。

### 第23条 (支出)

本会の経理は、総会において議決された予算に基づいて行われます。

### 第24条 (会計年度)

本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わります。

## 第十章 改 正

### 第25条 (条件)

この規約は、総会において出席者（教職員会員を含む）の3分の2以上の賛成が無ければ改正する事はできません。

## 第十一章 付 則

### 第26条 (条件)

この規約施行に対し必要な諸規定及び細則は、運営委員会で提案し議決すれば定める事ができます。

### 第27条 (施行日)

この規約は、平成22年5月15日より施行します。

## 規 約 改 正

平成22年	3月31日	全面改正	
平成22年	5月15日	全面改正	
平成23年	3月9日	改正	第16, 18, 21, 25条
平成27年	3月11日	改正	第三条〈役員規定 第3, 4, 5条追加〉
平成31年	3月6日	改正	第三条
令和2年	3月4日	改正	第13, 18, 20, 21条, 役員規定 第三条
令和3年	3月6日	改正	第15, 16条
令和5年	5月24日	改正	第11, 18, 21条

## 役員規定

- 第 1 条 この規定は、本会運営を円滑にし、向上をはかるため、教職員との連絡を密にし、それぞれの業務を補佐する事を目的とします。
- 第 2 条 役員補助機関として、次の機関を置きます。
1. 書記補 若干名
  2. 会計補 若干名
- 第 3 条 (1家庭) から児童一名につき一回は、PTAの役に就くこととする。  
但し、PTA本部役員(会長、副会長、書記、会計、会計監査)は、一回の任期で以後、各正副委員長を免除し、且つ児童育成委員を除く全ての委員を免除します。
- 第 4 条 児童が六年生になった時点でPTAの役を消化していない場合は、名簿等を作成して、学校・PTA行事(パトロールを含む)に参加していただきます。
- 第 5 条 役員を受けたとしても、活動実績が不足していて非協力的な役員は、各委員で協議して頂き運営委員会において最終協議を行った後に任期を全うしたかどうかの是非を決定し児童分の消化回数を取り消すようにします。

## 役員選出規定

- 第 1 条 この規定は、規約第 11 条の、本会の役員選出についてその方法を定める事を目的とします。
- 第 2 条 各委員会より選挙管理委員会を発足させ、現本部役員にて次期の役員予定者を推挙します。
- 第 3 条 選挙管理委員会は、役員予定者を立候補者又は推薦候補者から決めます。
1. 会員に告示して、立候補者を募集します。  
立候補者とは次の通りです。  
(イ) 自ら候補する保護者会員  
(ロ) 他の保護者会員が推薦し、本人が承諾して候補する保護者会員
  2. 立候補者が役員の定数より多い場合、会員に告示して選挙を行い、役員予定者を決めます。
  3. 立候補者が役員の定数と同数又は定数に満たない場合、立候補者は、立候補締切日の翌日をもって、役員予定者となります。
  4. 立候補者が役員の定数に満たない場合、現本部役員において役員の定数を充足するよう役員適任者を推薦候補者として擁立し、本人の承諾を得て、役員予定者とします。
  5. 運営年度中、役員が心身の不良、転居、その他特別な理由により活動継続が不可能であると認める場合、引き続き運営活動を行えるよう補欠予定者を擁立するものとする。
- 第 4 条 第 3 条第 2 項において、役員予定者を選挙で選出する場合、選挙管理委員長は、立候補者以外の会員の中から数名の選挙立会人を決めます。
- 第 5 条 選挙で当選した役員予定者も含め、全ての役員予定者は、総会において承認議決された後、公認の次期役員となります。
- 第 6 条 選挙又は承認議決は、総会議決要件と同様に家庭数(教職員会員数を含む)の3分の1以上の出席(委任状を含む)を必要とし、その当選又は承認議決は出席家庭数(教職員会員数を含む)の過半数とします。
- 第 7 条 選挙無効又は承認否決の場合、会長は直ちに臨時運営委員会を招集し、対応を協議します。
- 第 8 条 運営年度中に役員の欠員が生じた場合、運営委員会において補充するか否かを決議します。補充される役員予定者は、第 3 条第 5 項に基づき、役員となります。
- 第 9 条 候補者が決まらない役員に関しては、選挙管理委員会の元、末役の保護者より抽選で選出することを現役員にて決定できる。  
抽選での選出が決定した場合、役員は速やかに、未選出の役員名、抽選日を会員に通告しなければならない。

第10条 (抽選方法について)

- 1, 選挙管理委員会、役員と先生の立ち会いにて厳正に抽選を行う。
- 2, 次年度の六年生の保護者のうち、未役の方から抽選を行う。ただし、未役の人数が少ない場合は次年度五年生から抽選とする。
- 3, 候補者のいない役員と補欠の2名以上を抽選で選出する。
- 4, 候補者のいない役員が2つ以上の場合は役を決めずに候補者を抽選し、後ほどどの役を受けていただけるかを自身で相談し決める。

第11条 (施行日)

この規定は、令和5年5月25日より施行します。

# 津田小学校 P T A 弔慰規定

令和5年4月1日

	項 目	内 容	
弔 の 場 合	児 童 死 亡 の 時	5,000円	通夜 校長又は教頭、会長、学級担任、 学級委員 弔辞 児童代表 会葬 会長、校長、職員1/2、同級児童 弔旗
	会 員 死 亡 の 時	5,000円	通夜 校長又は教頭、会長、学級担任、 学級委員 会葬 会長、校長又は学級担任、学級委員 クラス代表 弔旗
	職 員 死 亡 の 時	5,000円	通夜 校長、会長、職員、学級委員（担任外 の場合は会長の配慮に任す） 弔辞 校長、児童代表 会葬 会長、校長、全職員、学級委員 各学級児童代表（男1・女1） 弔旗
	校務員、学校施設管理人、校医 死 亡 の 時	5,000円	通夜 校長、会長 会葬 会長、校長、職員代表、（児童代表） 弔旗
	上記以外で、学校運営や 児童育成に深く関わりの あった人物死亡の時	通夜 会葬 弔旗など 校長又は教頭と、本部役員2名以上の、3名以上で その都度決定する	
慰 の 場 合	児童の入院（21日以上）及び長期 自宅療養欠席（1ヶ月以上）の時・ 教職員の場合は児童に準ずる	2,000円	見舞金 担任又は学級委員が見舞う
	本会員が天災（火災）などに か か っ た 時	2,000円	見舞金 （但し、災害の程度は会長の判断に任す）
	本校児童で天災（火災）などに か か っ た 時	2,000円	見舞金（学用品等）
	職員が天災（火災）などに か か っ た 時	2,000円	見舞金
	そ の 他	内規にない事態その他、他校と均衡を必要とする場合、 運営委員会にはかり決定する 但し、緊急の時は、会長の裁量に任す	